

東かがわ市告示第38号

東かがわ市後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領の一部を改正する告示

東かがわ市後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領（平成16年東かがわ市告示第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(承認の条件)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、6か月を限度とする。<u>ただし、申請された期間で承認することが適切であると判断できる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(承認の条件)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、6か月を限度とする。</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。